

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
1	15	13～15	<p>2013年度からは、<u>2023</u>年度まで取り組む健康増進対策として、「21世紀における第<u>2</u>次国民健康づくり運動」(健康日本21(第<u>2</u>次))が進め</p>	<p>2024年度からは、<u>2035</u>年度まで取り組む健康増進対策として、「21世紀における第<u>3</u>次国民健康づくり運動」(健康日本21(第<u>3</u>次))が進め</p>	
2	15	17～30	<p>健康日本21(第二次)は、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」をめざす姿として掲げ、基本的な方向として、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持および向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙および歯・口腔の健康に関する生活習慣および社会環境の改善を提案している。</p>	<p>健康日本 21(第三次)は、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、そのために、①誰一人取り残さない健康づくりの展開、②より実効性をもつ取り組みの推進を行う。また、ビジョンを実現するため、基本的な方向を①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つとしている。</p>	

			図書の記号・番号		福祉 701
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
3	64	豆知識③	「障害者基本計画(第四次計画)」(2018～2022年度)と継続されている。	「障害者基本計画(第四次計画)」(2018～2022年度)、 <u>「障害者基本計画(第五次計画)」(2023～2027年度)</u> と継続されている。	
4	78	5	<u>11</u> の局と <u>2</u> つの部が設置	<u>10</u> の局と <u>3</u> つの部が設置	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	78	図 1	<p>図1 厚生労働省の主な部局と業務</p> <pre> graph TD A[厚生労働省] --- B[医政局 (医療提供体制, 医療従事者の資格制度 など)] A --- C[健康局 (感染症対策, がん・難病対策 など)] A --- D[医薬・生活衛生局 (医薬品の安全対策, 食品安全 など)] A --- E[労働基準局 (労働災害, 労働条件 など)] A --- F[安全衛生部 (労働安全, 労働衛生 など)] A --- G[職業安定局 (雇用保険, 雇用政策 など)] A --- H[雇用環境・均等局 (雇用機会均等, 職業生活両立 など)] A --- I[子ども家庭局 (児童福祉, 母子保健 など)] A --- J[社会・援護局 (生活保護, 地域福祉 など)] A --- K[障害保健福祉部 (障害者福祉)] A --- L[老健局 (高齢者福祉, 介護保険)] A --- M[保険局 (医療保険)] A --- N[年金局 (公的年金, 企業年金 など)] I --- O((削除)) </pre>	<p>図1 厚生労働省の主な部局と業務</p> <pre> graph TD A[厚生労働省] --- B[医政局 (医療提供体制, 医療従事者の資格制度 など)] A --- C[健康・生活衛生局 (がん・難病対策, 食品安全 など)] A --- D[医薬局 (医薬品の安全対策, 麻薬対策 など)] A --- E[労働基準局 (労働災害, 労働条件 など)] A --- F[安全衛生部 (労働安全, 労働衛生 など)] A --- G[職業安定局 (雇用保険, 雇用政策 など)] A --- H[雇用環境・均等局 (雇用機会均等, 職業生活両立 など)] A --- I[社会・援護局 (生活保護, 地域福祉 など)] A --- J[障害保健福祉部 (障害者福祉)] A --- K[老健局 (高齢者福祉, 介護保険)] A --- L[保険局 (医療保険)] A --- M[年金局 (公的年金, 企業年金 など)] </pre>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文									
	ページ	行											
6	84	表 1	<p>表1 保育所，認定こども園，幼稚園^{ちが}の違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育所</th> <th>認定こども園</th> <th>幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>所管</th> <td>厚生労働省</td> <td>内閣府・厚生労働省・ 文部科学省</td> <td>文部科学省</td> </tr> </tbody> </table>		保育所	認定こども園	幼稚園	所管	厚生労働省	内閣府・厚生労働省・ 文部科学省	文部科学省		
	保育所	認定こども園	幼稚園										
所管	厚生労働省	内閣府・厚生労働省・ 文部科学省	文部科学省										
			<p>表1 保育所，認定こども園，幼稚園^{ちが}の違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育所</th> <th>認定こども園</th> <th>幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>所管</th> <td>こども家庭庁</td> <td>こども家庭庁・文部科学省</td> <td>文部科学省</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表 1 の下に注を挿入)</p> <p><u>(注)以前は，保育所は厚生労働省，認定こども園は内閣府・厚生労働省・文部科学省が所管していたが，2023年4月1日にこども家庭庁が発足したことにより所管が移った。</u></p>		保育所	認定こども園	幼稚園	所管	こども家庭庁	こども家庭庁・文部科学省	文部科学省		
	保育所	認定こども園	幼稚園										
所管	こども家庭庁	こども家庭庁・文部科学省	文部科学省										

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
7	95	15	その対応が求められている。	<p>その対応が求められている。^②</p> <p>(豆知識を挿入)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>豆知識</p> <p>②こども基本法</p> <p>こども基本法が2022年6月に成立し、2023年4月に施行された。同法は、日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども施策を総合的に推進することを目的としている。</p> </div>	
8	110	15	知的障害、 <u>精神病質</u> その他の精神疾患 ^{しっかん} を有する者 (削除)	知的障害その他の精神疾患 ^{しっかん} を有する者	

			図書の記事・番号		福祉 701
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
9	116	表 1	<p>・障害者福祉施設等従事者による虐待</p>	<p>・障害者福祉施設従事者等による虐待</p>	

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
10	123	図 2	<p>図2 介護サービスの利用手続き</p> <p>※明らかに要介護認定が必要な場合 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合 等</p> <p>利用者 → 市区町村の窓口にご相談 → チェックリスト → 要介護認定申請 → 認定調査 → 医師の意見書 → 要介護認定 → 要介護 1～要介護 5</p> <p>※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合</p> <p>サービス事業対象者 → 介護予防・生活支援サービス事業 (※全ての高齢者が利用可)</p> <p>要介護 1～要介護 5 → 居宅サービス計画 → 施設サービス (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) 居宅サービス (訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所 など) 地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護 など)</p> <p>要介護 1～要介護 5 → サービス計画 → 介護予防サービス (介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリ、介護予防居宅療養管理指導 など) 地域密着型介護予防サービス (介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護 など)</p> <p>要介護 1～要介護 5 → マネジメント → 介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス)</p> <p>要介護 1～要介護 5 → 要支援 1 要支援 2 (※予防給付を利用、※事業のみ利用) → 介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス)</p> <p>要支援 1 要支援 2 (※事業のみ利用) → 非該当 (サービス事業対象者) → サービス事業対象者</p> <p>結果: 介護給付 (施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービス)、予防給付 (介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス)、総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業)</p> <p>厚生労働省資料による</p>	<p>図2 介護サービスの利用手続き</p> <p>※明らかに要介護認定が必要な場合 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合 等</p> <p>利用者 → 市区町村の窓口にご相談 → チェックリスト → 要介護認定申請 → 認定調査 → 医師の意見書 → 要介護認定 → 要介護 1～要介護 5</p> <p>※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合</p> <p>サービス事業対象者 → 介護予防・生活支援サービス事業 (※全ての高齢者が利用可)</p> <p>要介護 1～要介護 5 → 居宅サービス計画 → 施設サービス (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院) 居宅サービス (訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所 など) 地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護 など)</p> <p>要介護 1～要介護 5 → サービス計画 → 介護予防サービス (介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリ、介護予防居宅療養管理指導 など) 地域密着型介護予防サービス (介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護 など)</p> <p>要介護 1～要介護 5 → マネジメント → 介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス)</p> <p>要支援 1 要支援 2 (※予防給付を利用、※事業のみ利用) → 介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス)</p> <p>要支援 1 要支援 2 (※事業のみ利用) → 非該当 (サービス事業対象者) → サービス事業対象者</p> <p>結果: 介護給付 (施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービス)、予防給付 (介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス)、総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業)</p> <p>厚生労働省資料より作成</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
11	146	図 1	<p>図1 生活困窮者自立支援法の事業の構成</p>	

厚生労働省資料より作成

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
11 (こぎ)				<p>図1 生活困窮者自立支援法の事業の構成</p> <pre> graph TD Root[本人の状況に応じた支援] --> A[居住確保支援] Root --> B[就労支援] Root --> C[緊急的な支援] Root --> D[家計の再建・改善] Root --> E[子どもの学習支援] A --- A1["「住居確保給付金」の支給(必須)"] A --- A2["・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付"] B --- B1[就労に一定期間を要する] B --- B2[就労準備支援事業(努力義務)] B --- B3["・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練"] B --- B4[なお一般就労が困難な場合] B --- B5[生活困窮者就労訓練事業(中間的就労)] B --- B6["・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労"] B --- B7[早期就労が見込まれる] B --- B8[ハローワークとの一体的支援] B --- B9["・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の整備により早期支援を推進"] C --- C1[一時生活支援事業(任意)] C --- C2["・住居喪失者に対し支援方針決定までの間、衣食住を提供"] C --- C3["・自立支援センター等の退所者等に対し、訪問等による生活支援等を実施"] D --- D1[家計改善支援事業(努力義務)] D --- D2["・家計の適切な把握、改善意欲を高める支援"] D --- D3["・生活に必要な資金の貸付あつせん"] E --- E1[子どもの学習・生活支援事業(任意)] E --- E2["・生活困窮家庭等の子どもへの学習支援、保護者への進学助言"] E --- E3["・生活習慣・育成環境の改善に関する助言"] F[包括的な相談支援] --- G[自立相談支援事業(必須)] G --- G1["・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前から早期支援"] G --- G2["・生活と就労に関する支援員を配置。ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能"] G --- G3["・1人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成"] G --- G4["・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う"] F --- H[本人の状況に応じた支援] </pre> <p>包括的な相談支援</p> <p>自立相談支援事業(必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前から早期支援 ・生活と就労に関する支援員を配置。ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能 ・1人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成 ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う <p>本人の状況に応じた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住確保支援 「住居確保給付金」の支給(必須) <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 就労支援 <ul style="list-style-type: none"> 就労に一定期間を要する <ul style="list-style-type: none"> 就労準備支援事業(努力義務) <ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練 なお一般就労が困難な場合 <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者就労訓練事業(中間的就労) <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労 早期就労が見込まれる <ul style="list-style-type: none"> ハローワークとの一体的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の整備により早期支援を推進 緊急的な支援 一時生活支援事業(任意) <ul style="list-style-type: none"> ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間、衣食住を提供 ・自立支援センター等の退所者等に対し、訪問等による生活支援等を実施 家計の再建・改善 家計改善支援事業(努力義務) <ul style="list-style-type: none"> ・家計の適切な把握、改善意欲を高める支援 ・生活に必要な資金の貸付あつせん 子どもの学習支援 子どもの学習・生活支援事業(任意) <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮家庭等の子どもへの学習支援、保護者への進学助言 ・生活習慣・育成環境の改善に関する助言 <p>厚生労働省資料より作成</p>

			図書の記号・番号		福祉 701
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
12	153	7	<u>前期高齢者</u>	<u>70 歳以上 75 歳未満</u>	
13	153	8	後期高齢者は 1 割	後期高齢者は <u>所得に応じて 1 割</u> または <u>2 割</u>	
14	156	豆知識 1	65歳以降 <u>70歳未満</u>	65 歳以降 <u>75 歳未満</u>	

			図書の記号・番号		福祉 701
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
15	158	側注 1	<p>取り組み助成金 などを支給する。</p>	<p>取り組みに<u>対す</u> <u>る</u>助成金などを支給する。</p>	
16	197	<p>11</p> <p>13～14</p> <p>側注 3</p>	<p><u>2012年</u>に文部科学省</p> <p>児童生徒の割合は 全体の<u>6.5%</u></p> <p>(<u>2012年</u>)</p>	<p><u>2022年</u>に文部科学省</p> <p>小中学生の割合は 全体の<u>8.8%</u></p> <p>(<u>2022年</u>)</p>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
17	222	左段 25 行	この法律は、 <u>精神障害者の医療及び</u>	この法律は、 <u>障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）</u> <u>の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図</u> <u>りつつ、その医療及び</u>	
18	222	左段 46～47 行	知的障害、 <u>精神</u> <u>病質</u> その他の (削除)	知的障害その他 の	